

お客様 各位

2020年4月1日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
当社では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、以下の取扱いをいたします。

1. 保険料払込の特別取扱いについて

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、保険料の払込が困難となる特別な事情が生じた場合、お申し出いただいた月からその翌月から最長6か月間保険料の請求を停止し、保険料の払込を猶予いたします。ご希望のご契約者様は、当社「お客様受付窓口」までご連絡ください。
- ・ この特別取扱いに関するお申し出の受付期間は、2020年4月1日から2020年5月31日までといたします。

2. 保険金・給付金等のお支払いについて

① 保険金・給付金のお支払い対象

- ・ 新型コロナウイルス感染症により被保険者様がお亡くなりになられた場合は、当社死亡保険における死亡保険金のご請求対象となります。

② 保険金・給付金の簡易取扱いについて

- ・ 新型コロナウイルス感染症を原因とする保険金・給付金のご請求については、お客様のお手続きのご負担を減らすため、必要な書類を一部省略する等の対応をいたします。

<お問合せ先>

プラス少額短期保険株式会社

お客様受付窓口

TEL : 0120-786-765

(平日9:30-17:00 土日祝休み)